

第5期 雲南市農業委員会第29回総会議事録

1. 日 時 平成28年11月21日(月) 13:40~14:46

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(32名)

1番 渡部洋一	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉	5番 片寄健治
6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二	9番 永井尚二
10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博	14番 高田 耕
16番 内部武雄	17番 柳原昌広	18番 白築 進	19番 白築美雄
20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也
24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	28番 川上蘆求
30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義	33番 藤原 好
34番 山本博子	35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明	37番 加藤一郎

4. 欠席委員(5名) 2番 高尾茂通 13番 松原利廣 15番 青木征温
27番 持田明典 29番 山本裕子

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 女鹿田比文
主 幹 白築 香 主 幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第174号 雲南市土地開発公社理事の選出について
- ・議第175号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第176号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第177号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について
- ・議第178号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第179号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第180号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第181号 市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は32名であります。</p>
議 長	<p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第29回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、21番嘉本輝雄委員、22番渡部満憲委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。 なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、「議第174号 雲南市土地開発公社理事の選出について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第174号 雲南市土地開発公社理事の選出について」であります。 雲南市土地開発公社理事として、現在会長である〇〇委員にお出かけください</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ており、任期は平成28年12月9日までであります。</p> <p>理事の任期は2年ですが、農業委員会から選出される委員の任期は、平成28年12月10日から現農業委員の任期満了となる平成29年7月19日までとなります。</p> <p>以上、選出についてご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
16番	<p>16番〇〇です。議第174号は人事案件でございます。運営委員会で協議しまして、任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いするかたちを取っているところです。〇〇会長に留任いただければと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>この案件は人事案件につき討論は省略し採決を行います。</p> <p>お諮りいたします。「議第174号 雲南市土地開発公社理事の選出について」は、現在理事である〇〇〇〇を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第174号 雲南市土地開発公社理事の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第175号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ「議第175号 農地法第2条の規定による非農地証明申請について」説明します。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、畑、現況、荒廃農地で面積は66㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇都〇〇市の□□□□さん、非農地の事由は、「高齢により耕作放棄して以降10年以上前から山林化しているため、地目変更した</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>い」ということです。平成28年11月9日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
6 番	<p>6番〇〇です。先般9日に事務局の方と確認したところ、写真のとおり復元は無理と判断したところでは。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第175号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第175号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第176号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ「議第176号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>11ページをご覧ください。9件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外5筆、地目は登記簿、現況とも田、3筆、登記簿、現況とも畑、3筆で面積は5,583㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に譲渡する」ということです。譲受人は、同じ住所で同居されている息子さんの△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。」ということです。親子間の所有権移転ということで無償となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 2 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 3 筆、地目は登記簿、現況とも田、4 筆で面積は 4,537 m²です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、及び〇〇町の△△△△さんの 2 分の 1 ずつの共有となっています。申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。△△さんは取得を計画されている農地の隣接に居住されており、これまでも管理作業をされていたということで無償による譲受となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 3 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は登記簿、現況とも畑、2 筆で面積は 307 m²です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんで申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。土地代は 10 a 当り 651,000 円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 4 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は登記簿、現況とも畑、2 筆で面積は 936 m²です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇都〇〇市の□□□□さんで申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇市〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。空き家付農地の案件で先月登録された 2 筆の農地について 3 条許可の申請が出されたものです。現在〇〇市在住ですが I ターンを計画されており新規に営農を開始される予定です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 5 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は 47 m²です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は□□市で申請事由は、「水路用地の払下げのため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。青線で水路だったものですが個人で盛り土により田を一枚にされて中にあった水路がなくなったものです。河川に落水する末端の水路であり市も払下げに同意したものです。赤道、青道は現在、法定外公共物として市所有となっています。いったん市所有の農地として表示登記を行っていることから、市が譲渡人となっております。土地代は総額 3,000 円で確認は〇〇委員さんです。土地代については□□市普通財産売り払い要綱により定められており、隣接田の固定資産評価額を基に決められた額となります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は337㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「耕作が困難なため譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。譲渡人からの要望ということで土地代は無償となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号7番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外13筆、地目は登記簿、現況とも田が8筆、登記簿、現況とも畑が6筆で面積は12,005㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「後継者に貸し付ける。」ということです。借受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。△△△△さんは〇〇在住ですが□□□□さんの息子さんです。申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」ということです。□□□□さんは経営移譲年金の受給者で経営移譲された時と同じ内容で再契約をすることにより農地の縛りを解消されるものです。この地区は圃場整備が進められており、来年1月には法人の設立が予定されております。今回再設定される農地の一部も農地中間管理機構を通じた新たな法人が担い手となって集積をされる対象となっております。いったん年金の縛りを解消した後、法人に集積されるものです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号8番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿、現況とも畑、3筆で面積は15,678㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「後継者に農地を譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。さきほどの7番は使用貸借の案件でしたがこの案件は所有権移転の申請です。（申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。）当時〇〇村で（県営）農地開発パイロット事業により開拓された農地で当時は葉タバコを栽培されていましたがその後荒廃が進み、平成17年から18年にかけて和牛振興と開拓農地の維持のため、繁殖和牛センター、市営牧場が設置されました。牧場の設置にあたっては農地保有合理化事業により、〇〇〇〇公社が所有者から利用権設定により農地を借りあげ、それを市が牧場として利用する形がとられ、現在も市が市営牧場の牧草地として利用しています。第3者に利用権設定することにより経営移譲が継続されていたもので、第3者への利用権設定のため7番のように再設定ができないこととなっており、経営移譲年金の縛りを解消するため、この3筆についてのみ息子さんに所有権を移転する申請を出されたところでした。親子で所有権が移転された後、中間管理機構を通じ再度、利用権設定される予定で管理はこれまでと変わらないものです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号9番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑、面積は144㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住し</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。譲受人と譲渡人はいどこ同士であるということでこれまでも管理作業をされていました。このたび処分するというので無償による譲渡しとなっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>本案件について「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第176号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第176号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第177号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ「議第177号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>得『下限面積』の認定について」説明します。</p> <p>議案書18ページ及び資料No.1をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加及び指定解除の事案が発生したためです。議案書18ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、〇〇町〇〇△△-△の2筆を加え、〇〇町〇〇△△-△、〇〇町〇〇△△-△、の2筆を解除し、計44筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料No.1、4ページをご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成28年11月21日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料No.1、1ページのとおり、13物件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第177号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第177号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第178号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ「議第178号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」説明をいたします。20ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で、面積は547㎡のうち277㎡です。申請人は、〇〇市〇〇の□□□□さん、転用目的は、宅地の拡張です。</p> <p>転用の理由は、庭が狭く、宅地への車の上り口がないので申請地を整備し、宅地を</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>拡張する。とのことです。</p> <p>2種農地で農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で、面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇市〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。</p> <p>転用理由は、現在の墓地は遠方で足場が悪く、参拝と管理ができないため、申請地へ移転したいとのこと。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で、面積は9.00㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。</p> <p>転用理由は、現在の墓地は山中にあり、墓の維持管理が大変なので自宅近くの申請地へ移設し管理をしたいとのこと。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はありますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第178号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第178号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第179号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ「議第179号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。22ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は121㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は宅地進入路を建設されます。転用理由は、「家族が増え現在の住宅が狭くなったので、申請地の隣接地を譲り受け、個人住宅を建築する。それに伴って、申請地を進入路として整備する。」ということです。農用地区域外で、土地代は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は654㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、□□□□さんです。借受人は〇〇県〇〇市の(株)△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル52枚、85㎡を建設されます。転用理由は、「申請地を借り受け、太陽光発電施設敷地として利用したい。」ということです。農用地区域外で、賃借料10アール当たり33,000円、転用期間は20年間、確認は〇〇委員さんです。農地区分は先ほどの1番と同じであります。許可条項は「農地法施行令第18条第1項第1号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>以上2件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第179号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第179号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題180号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ「議第180号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。24ページをご覧ください。 今回の案件は〇〇町24件、〇〇町14件の計38件申請されております。 この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、〇〇町、〇〇町のみご協議いただくこととします。 14時40分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。 先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、〇〇町、〇〇町より発表していただきます。</p>
11番	<p>11番〇〇です。〇〇町24件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
33番	<p>33番〇〇です。〇〇町14件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、〇〇町、〇〇町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第180号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は申請のとおり妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第180号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は申請のとおり妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第181号 市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第181号 市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」説明します。</p> <p>議案書は46ページです。これまで県でおこなっていた農地法第4条及び第5条の農地転用許可事務を平成29年1月より雲南市農業委員会でおこなうこととなり、今回標題の規則を整備するものです。</p> <p>議案書49ページからの新旧対照表に改正案を記載しております。委任する事務事項は、これまで2つの号しかありませんでしたが、改正により3号が加わりその内容は記載のとおりです。農地法第4条及び第5条に係る事務のほかに違反転用に対する処分、現状回復の措置など関連した業務が権限移譲の内容に含まれることからこのような内容となります。ご承認いただければ公布日を本日とし、施行は平成29年1月1日となります。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第181号 市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」は、提案のとおり改正することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第181号 市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」は、提案のとおり改正することに決定いたしました。 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。 一同互礼。 ご着席ください。</p> <p>次にその他事項に入ります。 【その他事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度農地利用状況調査について (2) 遊休農地の利用意向調査について (3) 利用権設定の終期通知について (4) 農地転用許可事務の権限移譲の市民周知について (5) 新体制における委員定数と報酬額について (6) 平成28年度農業委員会視察研修経費精算書について (7) 農業法人育成研修会の開催について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____